

司法書士

司法書士Vマジック攻略講座

模擬講義レジュメ

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001921 263932

SU26393

レベルを体感「司法書士Vマジック講座」模擬講義**LEC 専任講師 森山和正**

1	「V マジック攻略講座」について
---	------------------

(1) 講座の趣旨

①丁寧なインプット

⇒頭打ちを防ぐための突破口

第 28 問 株主名簿に関する次のアからオまでの記述のうち、誤っているものの組合せは、後記 1 から 5 までのうち、どれか。

ア 株式会社は、株主名簿に株主が株式を取得した日を記載し、又は記録することを要しない。

イ 株式会社は、当該株式会社に代わって株主名簿の作成及び備置きその他の株主名簿に関する事務を行うことを株主名簿管理人に委託するには、株主名簿管理人を置く旨を定款で定めなければならない。

ウ 株式会社は、株主から株主名簿の閲覧の請求があった場合において、当該請求を行う株主が当該株式会社の業務と実質的に競争関係にある事業を営み、又はこれに従事する者であるときは、当該請求を拒むことができる。

エ 株式会社が株主に対してする通知は、当該株主が別に通知を受ける場所又は連絡先を当該株式会社に通知していない場合には、株主名簿に記載し、又は記録した当該株主の住所に宛てて発すれば足りる。

オ 基準日を定める場合に株式会社が定める基準日株主が行行使することができる権利の内容は、基準日から 3 か月以内に行行使するものでなけ

ればならない。

1 アウ 2 アエ 3 イエ 4 イオ 5 ウオ

株主名簿には、以下の事項を記載または記録しなければならない（121条）。

- ①株主の氏名または名称及び住所
- ②株主の有する株式の数（種類株式発行会社にあつては、株式の種類及び種類ごとの数）
- ③株主が株式を取得した日
- ④株式会社が株券発行会社である場合には、株式（株券が発行されているものに限る）に係る株券の番号

①②の事項は当然であるが、③株主が株式を取得した日も記載事項であることに注意してほしい。株主の権利の中には「6 か月前から保有している」ことが要件となる権利などもあり、いつから株主であるのかも重要な情報なのである。

また、121 条に規定されている事項以外でも、以下の事項を記載・記録しなければならない。

- ⑤株式に質権を設定した者から、会社に対して、質権者の氏名または名称及び住所並びに質権の目的である株式を、株主名簿に記載または記録するように請求があつた場合の当該事項（148 条）
- ⑥株主から株券不所持申出があつた場合における、株券を発行しない旨の株主名簿への記載または記録（217 条 3 項）

ここでは、④と⑥に着目してほしい。株主に株券を発行しているか否か

は、株主名簿を見ればわかるということである。

『森山和正の司法書士 V マジック 5
会社法・商法』第3版 P73

②幅広い出題に対応

- ・憲法改正
- ・未成年登記
- ・組合等登記令
- ・特例有限会社
- ・少額訴訟

③独学力の養成

⇒講義を聴いているだけでは合格できない。

⇒独学の時間（暗記・演習）をいかにとるか

⇒やるべきことの明確化（復習問題集）・復習しやすい教材

⇒復習サポート講義

④ペースメーカーとしての役割

⇒適切なカリキュラム

⇒1時間 unit 制

⑤記述式問題の総合対策

⇒知識→ひな形→解法→演習

(2) 講座の利用法

★予習型

- ・時間の講義部分の『Vマジック』を読む
- ・講義を聞く
- ・講義の復習
- ・『ケータイ司法書士』を利用して、まとめ・演習を行うことも有効
- ・復習問題を解く
- ・『Vマジック』を読み直す

★復習型

- ・講義を聞く
- ・講義のポイントに注意しながら『Vマジックを読む』
- ・『ケータイ司法書士』を利用して、まとめ・演習を行うことも有効
- ・復習問題を解く
- ・『Vマジックを読み直す』

2	復習問題集
---	-------

1 吸収分割をする場合、吸収分割承継会社においては常に債権者保護手続をとる必要があるが、吸収分割会社においては債権者保護手続をとる必要がない場合がある。 〔18－29－オ（21－33－ア）〕	○ 吸収分割をする場合、吸収分割承継株式会社の債権者については、債権者保護手続を要する（799 I ②・II）。これに対して、吸収分割会社においては、吸収分割承継会社に承継する債務につき、吸収分割株式会社の債権者が吸収分割株式会社に対し債務の履行を請求することができる場合（併存的債務引受又は連帯保証をする場合）は、債権者保護手続は不要である（789 I ②・II）。
2 吸収分割株式会社の債権者は、吸収分割後の吸収分割株式会社に対して債務の履行を請求することができないときであっても、吸収分割株式会社に対し、吸収分割について異議を述べることができない。〔26－34－エ〕	× 吸収分割をする場合、吸収分割株式会社は、吸収分割後吸収分割株式会社に対して債務の履行を請求することができない吸収分割株式会社の債権者に対し、債権者の異議手続をとらなければならない（789 I ②）。

3 C株式会社が新設分割をしてD株式会社を設立する場合において、新設分割によりD株式会社に承継させる資産の帳簿価額の合計額がC株式会社の総資産額の5分の1を超えないときは、当該新設分割後にC株式会社に対して債務の履行（当該債務の保証人としてD株式会社と連帯して負担する保証債務の履行を含む。）を請求することができないC株式会社の債権者は、C株式会社に対し、当該新設分割について異議を述べることができない。〔25-33-オ〕	× 新設分割をする場合において、新設分割後に新設分割株式会社に対して債務の履行（当該債務の保証人として新設分割設立会社と連帯して負担する保証債務の履行を含む。）を請求することができない新設分割株式会社の債権者は、新設分割株式会社に対し、新設分割について異議を述べることができ（810 I ②）、この場合には、新設分割会社は債権者異議手続をとらなければならない（810 II・III）。この点、新設分割をする場合において、新設分割により新設分割設立会社に承継させる資産の帳簿価額の合計額が、新設分割会社の総資産額として法務省令で定める方法により算定される額の5分の1（これを下回る割合を新設分割株式会社の定款で定めた場合にあっては、その割合）を超えないときは、新設分割株式会社において株主総会特別決議を経ることを要しないが（簡易分割，805，会社施規207），簡易分割を行う場合であっても当該債権者異議手続を省略することはできない。なぜなら、新設分割により新設分割設立株式会社に対して債権が承継されることとなる結果、新設分割株式会社に対
--	--

	しては債務の履行を請求することができなくなる新設分割株式会社の債権者は、引当てとなる財産が新設分割設立株式会社の財産のみに変動するからである。
4 吸収分割をする場合において、吸収分割後吸収分割会社に対して債務の履行を請求することができる吸収分割会社の債権者は、吸収分割会社に対し、吸収分割について異議を述べることができる。[R4-34-3]	× 吸収分割後吸収分割株式会社に対して債務の履行（当該債務の保証人として吸収分割承継会社と連帯して負担する保証債務の履行を含む。）を請求することができない吸収分割株式会社の債権者が異議を述べることができる(会 789 I ②)。
5 株式移転完全子会社は、株式移転計画新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権である場合における当該新株予約権付社債についての社債権者が異議を述べることを除き、債権者の異議手続を行う必要はない。[21-34-エ (15-35-イ)]	○ 株式移転を行う場合、株式移転計画新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権であり、当該新株予約権付社債についての社債権者が異議を述べることは、株式移転完全子会社は債権者の異議手続を行わなければならない (810 I ③)。
6 A株式会社がB株式会社を株式交換完全親会社とする株式交換について、当該株式交換の際に、A株式会社の債権者の地位に変動が生ずることはないので、会社法上、A株式会社の債権者が異議を述べる手続は定められていない。[27-34-エ]	× 株式交換契約新株予約権が新株予約権付社債に付された新株予約権である場合、当該新株予約権付社債の社債権者は、株式交換完全子会社に対し、株式交換について異議を述べることは、(789 I ③)。

7 株式交換をする場合において、株式交換完全子会社の株主に対して交付される財産が金銭のみであるときは、株式交換完全子会社の債権者も、株式交換完全親会社の債権者も、当該株式交換について異議を述べる事ができない。〔19-35-エ〕	× 株式交換をする場合、当事会社の債権者は、株式交換について異議を述べる事ができないのが原則である。しかし、株式交換完全親株式会社においては、株式交換の対価として株式交換完全子会社の株主に対して交付する金銭等が、株式交換完全親株式会社の株式その他これに準ずるものとして法務省令で定めるもののみである場合以外の場合には、会社財産が減少するおそれがあるため、株式交換完全親株式会社の債権者は、株式交換について異議を述べる事ができる（799 I ③，会社施規198）。したがって、株式交換をする場合において、株式交換完全子会社の株主に対して交付される財産が金銭のみであるときは、株式交換完全子会社の債権者は、当該株式交換について異議を述べる事ができないが、株式交換完全親会社の債権者は、当該株式交換について異議を述べる事ができるため、本肢は誤りである。なお、株式交換完全子会社においては、株式交換契約新株予約権（768 I ④イ）が新株予約権付社債に付された新株予約権である場合、当該新株予約権付社債についての社債権者
--	---

	は、株式交換について異議を述べることができる（789 I ③）。
8 公告方法として官報に掲載する方法を定款で定めている吸収合併消滅株式会社は、吸収合併について異議を述べるができる債権者がいる場合において、官報及び時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙にそれぞれ合併に関する公告を行ったときは、知れている債権者に対して各別に催告することを要しない。〔R5-34-イ〕	× 吸収合併をする場合において、消滅株式会社の債権者の全部または一部が異議を述べるができる場合には、消滅株式会社は、一定の事項を官報に公告し、かつ、知れている債権者（吸収合併について異議を述べるができるものに限る。）には、各別にこれを催告しなければならない（会社 789 II・I）。ただし、消滅株式会社が当該公告を、官報のほか、定款所定の公告方法に従い、日刊新聞紙に掲載する方法または電子公告によりするとき、当該各別の催告は、することを要しない（会社 789 III・II 本文・939 I ②③）。よって、本肢の消滅株式会社は公告方法として官報に掲載する方法を定款に定めているため、当該各別の催告をしなければならない。したがって、知れている債権者に対して各別に催告することを要しないとする点で、本肢は誤っている。

3	『森山和正の司法書士 V マジック』における令和8年度本試験問題の知識の説明の有無
---	---

※問題番号に○が付されているものが『V マジック』掲載の知識で正解できた問題である

※ ページ数が記載されているものは、そのページで説明されていることを意味する

※ 直接は説明されていないが、基準などが記載されおり、解答までたどり着けると推測できるものには「※」を付した（ただし、統計上は厳密に未掲載と同様に数えた）

※ 説明されていないものは空欄とした

※ 誤植・改正対応されているものは、その対応がされているものとした

<午前の部>33問/35問

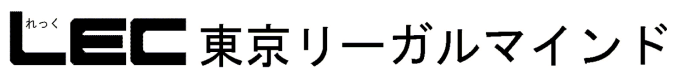
	ア	イ	ウ	エ	オ
第1問○	P164	P165	P165		P52
第2問○		P128	P133	P131	※P132
第3問○	P250	P250	P250	P250	P250
第4問○	I P43	I P44	I P43	II P50	
第5問○	I P103	I P89		I P97	I P99
第6問○	I P181	I P175	I P180	I P177	I P180
第7問○	I P264	※ I P264		I P245	I P287
第8問○	I 295	I P315	I P318	I P262	I P309
第9問×	I P329			I P327	
第10問○	I 343～344	I 343	I P354	I P353	I P344
第11問○	※ I P401	※ I P414	I P407	※ I P418	I P417
第12問○	I P441	I P442	I P443	I P447	
第13問○	I P486	I P479	I P485	I P488	I 488
第14問○	I P558	I P559	I P560	I P578	I P570
第15問○	I 601	I P603	※ I P474	I P603	I P603・608
第16問○	II P74	II P69	II P157	II P71	II P76
第17問○	II P215	※ II P213	II P217	II P217	II P218
第18問○	II P250	II P253	II P246	II P260	II 255
第19問○	II P330	II P336	II P333		II P335
第20問○	II P448	II P464	II P446	II P461	II P454
第21問○	II P490	II 490	※ II P489	II P490	
第22問○	II P511	II P514・543	II P512	II P519	II 521

第 23 問○	Ⅱ P622	Ⅱ P622	Ⅱ P613	Ⅱ P623	Ⅱ P624
第 24 問○		P444	P442	P443	P312
第 25 問○	※P557	P556	P556		P556
第 26 問○	※P466	P506	P476	※P470	P477
第 27 問○	P345	P342	P355	P348	P343
第 28 問×	P73	P75			P76
第 29 問○	P114	P115	P247	P114	P121
第 30 問○	P187	P187	P186	P186	P186
第 31 問○	P240	P240	P241	P244	
第 32 問○	P390	P383・395	P393	P288	P439
第 33 問○	P437	P436	P124	P449	P546
第 34 問○	P533	P535	P534	P534	P535
第 35 問○	商登 P614	P753	P575	P573	P576

< 午後の部 > 31 問 / 35 問

	ア	イ	ウ	エ	オ
第 1 問○	P242		P243	P244	
第 2 問×		P228	P86		P87
第 3 問○	P162			P178	P179
第 4 問○	P215	P212		P215	
第 5 問○	P256	P260		P261	P261
第 6 問○	P426	P429	P444	P434	※P436
第 7 問○	P321	P323		P326	
第 8 問○	P589	P585・592	※P622	P606	P610
第 9 問○	P486	P471	P554	P488	P504
第 10 問○	P509	P515	P530	P523	P531
第 11 問○	P558	P566	P560	P574	P568
第 12 問○	※Ⅰ P29		Ⅱ P467	Ⅱ P494	Ⅱ P459
第 13 問○	※Ⅱ P466	Ⅱ P464	Ⅱ P466	Ⅱ P459	Ⅱ P489
第 14 問○	Ⅱ P171	Ⅱ P213	Ⅰ P461	Ⅱ P75	Ⅰ P135
第 15 問○	※Ⅰ P230	Ⅱ P394	Ⅱ P390	Ⅱ P398	Ⅱ P388
第 16 問○	Ⅰ P119	Ⅰ P291	Ⅰ P87	Ⅰ P165	Ⅱ P474
第 17 問○	Ⅱ P321	Ⅱ 320	Ⅱ P325	Ⅰ P328	Ⅰ P324
第 18 問○	Ⅱ P164	Ⅱ P158	Ⅱ P180	Ⅱ P176	Ⅱ P184
第 19 問×		Ⅱ P188		Ⅱ P187	Ⅱ P188
第 20 問○	Ⅱ P55	Ⅰ P50	Ⅰ P50	※Ⅱ P165	Ⅱ P106
第 21 問○	Ⅱ P147	Ⅱ P321	Ⅱ P151		Ⅱ P151
第 22 問○	Ⅰ P347	Ⅰ P361	Ⅰ P395	Ⅰ P473	Ⅰ P480
第 23 問○	Ⅱ P54	※Ⅰ P65		Ⅱ P88	Ⅱ P104
第 24 問○	Ⅱ P288	Ⅱ P413	Ⅱ P302	Ⅱ P304	Ⅱ P292
第 25 問○	Ⅱ P224	Ⅱ P222	Ⅱ P269	Ⅱ P225	※Ⅱ P218
第 26 問○	Ⅱ P507	Ⅱ P506	Ⅱ P508		
第 27 問○	Ⅱ P181	Ⅱ P296	Ⅱ P212	Ⅱ P261	Ⅱ P491

第 28 問○	※P630	P486	P280	P599	
第 29 問○		P424	会 P344	P418	
第 30 問×	※P627				P435
第 31 問○	P394	P234	P255	P245	P261
第 32 問○	P129	P137	P141	P127	
第 33 問○	P467	P467		P522	※会 403
第 34 問×	※P609	会 P363	※P261	※P459	
第 35 問○	※会 P408	P540			P544



著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2026 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載・インターネット上への無断掲載等を禁じます。

SU26393